

令和8年度 介護サービス情報の公表制度に係る報告及び情報公表計画

介護サービス情報の公表制度の施行のため、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第37条の2の3第1項に規定する介護サービス情報の報告に関する計画及び令第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する情報公表事務に関する計画を「介護サービス情報の公表制度に係る報告及び情報公表計画」(以下「計画」という。)として一体的に定める。

なお、調査の実施については、別に定める調査の実施に関する指針により実施する。

令和8年8月24日

福岡市長 高島 宗一郎

1 計画の基準日

令和8年4月1日

2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 報告の対象となる事業者

令和8年8月14日付老認発0814第1号『「介護サービス情報の公表」制度の施行について』の別紙Ⅲの3(4)ウに該当する者

4 情報の報告先、報告期限及び報告方法

(1)報告先

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
施設指導係 TEL:092-711-4319
在宅指導係 TEL:092-711-4257

(2)報告期限

市が別に通知する期日まで

(3)報告方法

上記3の事業者(以下「事業者」という。)は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の35第1項に規定する介護サービス情報(以下「情報」という。)を、原則としてインターネットにより介護サービス情報公表システムに接続し、当該システムに入力する方法により、報告するものとする。

5 情報の公表

(1)情報の公表

市は、事業者から情報の報告があった場合には、その内容の確認を行い、速やかに公表するものとする。

(2)情報の更新

事業者は市に報告した情報に変更があった場合は、その旨を市に報告するものとする。市は、事業者から情報の変更の報告があった場合は、その内容の確認を行い、速やかに公表する。

(3)是正命令を受けた事業者に係る情報の取扱い

法第 115 条の 35 第4項の規定に基づく報告内容の是正を命じられた事業者に係る情報について、市は、調査等必要な確認を行った上で公表を行う。